福岡市低地排水設備助成要綱細則

(趣旨)

1 この細則は、福岡市低地排水設備助成要綱(以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(ポンプ施設の設置)

- 2 ポンプ施設の設置は、次の各号に掲げる事項を調査、検討し決定するものとする。
 - (1) ポンプ施設は、低地のため汚水を自然流下により排除することが困難な場合に設置する。
 - (2) ポンプ施設は、十分に支持力のある地盤上で維持管理の容易な場所に設置する。
 - (3) ポンプ槽は、設置する条件に応じた十分な強度、防蝕性、水密性を有し、かつ、 悪臭を発生するような構造になっていないこと。
 - (4) 設計は、合理性、経済性及び維持管理の容易さを考慮したものとし、施設の簡素 化を図った既製のポンプユニットを優先的に採用する。

(助成金額の算定)

3 要綱第4条に規定する別に定める算定方式については、事前にメーカーから徴した 見積及び福岡市マンホール形式ポンプ場設計指針により行うこととする。

(助成金の交付申請)

- 4 要綱第5条第1項第2号に規定する設備工事の設計図及び内訳書は、次の各号に掲 げるものとする。
 - (1) 附近見取図
 - (2) 平面図
 - (3) 縦断面図
 - (4) 設備構造図
 - (5) 設計内訳書
 - (6) 製品見積書

(添付書類)

- 5 要綱第5条第1項第3号に規定するその他別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市税の滞納がないことの証明書
 - (2) 代表者を定めた場合は、その他の助成対象者からの助成金の請求、受領等に関する委任状
 - (3) 当該ポンプ排水設備設置予定箇所の土地登記簿謄本及び字図
 - (4) 申請者が当該設備を設置を設置する土地の所有者ではない場合は、所有者等の利害関係者全員の承諾書

- (5) 助成対象者全員の排水設備新設等計画確認申請書
- (6) その他必要とする書類

(工事施工等)

6 施工にあたっては、安全確保を図り、特に水圧試験時は急激な加圧による圧送管路の破損等がないように留意するとともに、停電等の周知を図ること。

工事完了届書には、工事写真及び申請者(代表者)の印鑑登録証明書を添付すること。

(附 則)

この細則は、平成9年4月1日から施行する。